

広島県告示第三百十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり短期入所に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業を廃止した事業所	廃止年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島市中区土橋町七番一号	中国芸南学園第二成人部	竹原市忠海東町二丁目一〇番一号	平成二十二年三月三十一日
社会福祉法人聖恵会	竹原市忠海中町三丁目一六番一号	身体障害者短期入所事業所聖恵	竹原市忠海中町三丁目一六番一号	平成二十二年一月三十一日